

栃木県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業事務取扱要領

第1 目的

この要領は、栃木県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱に基づいて行う高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の円滑かつ効果的な運営を図るため、必要な事務手続きを定めるものとする。

第2 事前相談の実施及び留意事項

- 1 健康福祉センター所長は、事前に受講を希望するひとり親家庭の親又は児童からの相談に応じるとともに受給要件について把握するものとする。
- 2 健康福祉センター所長は、当該ひとり親家庭の親又は児童の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親又は児童の就学経験、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握するものとする。
- 3 健康福祉センター所長は、高卒認定試験が毎年8月と11月に行われることを当該ひとり親家庭の親又は児童に伝え、受講開始時期や受験する時期等について計画を持って取り組むことができるようにするものとする。
- 4 試験合格までには、様々な課題が生じてくることも想定されることから、健康福祉センター所長は、受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援、各種雇用関係助成金等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、母子・父子自立支援プログラムを策定して、ひとり親家庭に対して、寄り添い型の支援を行うことを提案するものとする。
- 5 健康福祉センター所長は、当該ひとり親家庭の親又は児童が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金の技能取得資金又は修学資金等を紹介するものとする。
- 6 健康福祉センター所長は、支援対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日から起算して2年を経過し、本事業の合格時給付金の支給対象とはなり得ない場合であっても、引き続き高卒認定試験を受験することによって、高卒認定試験の合格者になることは可能であり、ひとり親家庭の自立に資するものの一手段である旨、支援対象者に伝えるものとする。

第3 給付金の支給申請

- 1 本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」（別紙様式第1号）（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を受講開始日以前に健康福祉センターへ提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。
- 2 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿

等によって確認することができる場合は、添付書類を省略できるものとする。

- (1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

第4 給付金の支給決定

- 1 健康福祉センター所長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、その内容を審査し、適否の意見を付して速やかにこども政策課長に進達するものとする。
- 2 こども政策課長は、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、指定を行った場合には、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」（別紙様式第2号）（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、却下した場合には「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書却下通知書」（別紙様式第3号）により、健康福祉センターを經由して当該ひとり親家庭の親又は児童に通知するものとする。
- 3 原則として、過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認するものとする。ただし、過去に本給付金を受給したことがある者が申請者の場合であっても、対象講座を受講する者が過去に給付を受けていない場合には、本給付金を支給することが可能であるので、留意すること。
- 4 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が、当該ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験に合格するために適当であるかも含め審査を行うものとする。
また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。
- 5 本給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け一部の試験科目に合格しているなど高卒認定試験の試験科目の免除を受けられる場合には、必要最小限についての受講となるように助言するなど適切な支援を行うものとする。

第5 受講修了時給付金の支給等

- 1 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」（以下「支給申請書」という。）（別紙様式第4号）を健康福祉センターへ提出するものとする。
- 2 健康福祉センター所長は、支給申請書を受理した場合は、当該ひとり親家庭の親又

は児童が支給要件に該当しているか等を調査し、速やかにこども政策課長に進達するものとする。

3 こども政策課長は、速やかに支給の可否を決定し、決定を行った場合には、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書」（以下「支給決定通知書」という。）（別紙様式第5号）により、却下した場合には「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書却下通知書」（以下「却下通知書」という。）（別紙様式第6号）により、健康福祉センターを經由して当該ひとり親家庭の親又は児童に通知しなければならない。

4 受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

5 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略できるものとする。

(1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(3) 受講対象講座指定通知書

(4) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(5) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

第6 合格時給付金の支給等

1 合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証書が送付された後に、健康福祉センターへ支給申請書（別紙様式第4号）を提出するものとする。

2 健康福祉センター所長は、支給申請書を受理した場合は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているか等を調査し、速やかにこども政策課長に進達するものとする。

3 こども政策課長は、速やかに支給の可否を決定し、決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知するものとする。

3 こども政策課長は、速やかに支給の可否を決定し、決定を行った場合には、支給決定通知書（別紙様式第5号）により、却下した場合には、却下通知書（別紙様式第6

号)により、健康福祉センターを経由して当該ひとり親家庭の親又は児童に通知しなければならない。

4 合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して 40 日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

5 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略できるものとする。

(1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(3) 受講対象講座指定通知書

(4) 文部科学省が発行する合格証書の写し

第7 その他

1 健康福祉センター所長は、本事業により、高卒認定試験に合格した者について、引き続きひとり親家庭の親の自立を促す取り組みを行うものとする。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。